滋賀県文化振興基本方針（第４次）の進行管理について（案）

資料1−3

１　進行管理について

（１）基本的な考え方

・毎年度、評価指標の達成状況や施策の実施状況をとりまとめ、文化審議会での検証を行う。
・その結果を庁内関係課にフィードバックし、施策の改善や新たな施策展開に反映する。
・評価に必要な関連数値の収集や新たな評価指標の検討を行い、評価の質の向上につなげる。

（２）進行管理の流れ

① 前年度実績のとりまとめ（４月～６月）　※令和８年度は、第３次方針の総括
・基本方針に掲げる評価指標や主な取組について、前年度の実績をまとめる。
・評価指標の達成状況や施策の実施状況から自己評価を行う。

② 文化審議会での検証（８月～９月頃）
・自己評価等の結果を文化審議会に報告し、いただいた意見を受けて評価を確定する。

③次年度施策の検討（９月～）
・評価結果を踏まえて、施策の改善や次年度の施策を検討する。

④文化審議会での報告（翌年２月頃）
・次年度の施策展開等について報告する。

２　施策横断プロジェクト「官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくり」について

・体制構築にあたり、本県では県域単位で一つの拠点を構えるのではなく、地域単位で文化芸術活動者を支える仕組みづくりを行う方針であり、その具体的な体制や進め方について重点的に審議いただく。